

## 議案第38号

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年3月27日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「以下この項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第38条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第38条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第38条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第38条の2第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第38条の4から第38条の9までを削る。

第39条（見出しを含む。）、第40条（見出しを含む。）、第41条（見出しを含む。）、第43条（見出しを含む。）及び第44条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第45条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第46条第2項中「第38条第3項ただし書」を「第38条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第9項中「種別割」を「軽自動車

税」に改める。

第47条（見出しを含む。）及び第47条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第3条の5の前の見出し及び同条を削る。

附則第3条の5の2に見出しとして「（区民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第3条の5の2第1項」を「附則第3条の5第1項」に改め、同条を附則第3条の5とする。

附則第4条第2項中「、附則第3条の5の2第1項」を削る。

附則第5条の2から附則第5条の6までを削る。

附則第6条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第6条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「の種別割」を削る。

附則第7条第3項第2号、附則第9条第3項第2号、附則第10条第3項第2号、附則第12条第5項第2号、附則第13条第2項第2号及び附則第14条第2項第2号中「、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項」を「及び附則第3条の5第1項」に改める。

附則第14条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第14条の3第2

項第2号及び第5項第2号中「、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項」を「及び第3条の5第1項」に改める。

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和39年杉並区条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第1条中「の種別割（地方税法第442条第2号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。）」を削る。

第2条（見出しを含む。）及び第3条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第4条第1項中「種別割の」を「軽自動車税の」に、「軽自動車税（種別割）納税証紙」を「軽自動車税納税証紙」に改め、同条第2項中「種別割の」を「軽自動車税の」に、「軽自動車税（種別割）納税済印」を「軽自動車税納税済印」に改める。

第5条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

別記様式中「軽自動車税（種別割）納税証紙」を「軽自動車税納税証紙」に、「軽自動車税（種別割）納税済印」を「軽自動車税納税済印」に、「Light Motor Vehicle Tax (Category Base) Stamp」を「Light Motor Vehicle Tax Stamp」に改める。

第3条 杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年杉並区条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の杉並区特別区税条例、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例及び杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例によ

る。

- 4 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(提案理由)

軽自動車税の環境性能割を廃止する等の必要がある。





ため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

第38条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第38条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において読み替えて準

用する場合を含む。)の規定の適用  
を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4  
項又は第5項において読み替えて準  
用する場合を含む。)の規定の適用  
を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適  
用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第38条の6 環境性能割は、申告納付  
の方法によつて徴収する。

(環境性能割の申告納付)

第38条の7 環境性能割の納税義務者  
は、法第454条第1項各号に掲げる  
三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当  
該各号に定める時又は日までに、施行  
規則第33号の4様式による申告書を  
区長に提出するとともに、その申告に  
係る環境性能割額を納付しなければな  
らない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境  
性能割の納税義務者を除く。)は、法  
第454条第1項各号に掲げる区分に  
応じ、当該各号に定める時又は日ま  
で、施行規則第33号の4様式による  
報告書を区長に提出しなければなら  
ない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過  
料)

第38条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第38条の9 区長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第47条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割 \_\_\_\_\_ の課税免除)

(軽自動車税の課税免除)

第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(1)～(3) 略

(軽自動車税の税率)

第40条 軽自動車等の所有に対して課する軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台につい

第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、種別割 \_\_\_\_\_を課さない。

(1)～(3) 略

(種別割 \_\_\_\_\_ の税率)

第40条 軽自動車等の所有に対して課する種別割 \_\_\_\_\_の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台につい

て、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

2 軽自動車等の使用に対して課する軽自動車税の税率は、前項の規定により軽自動車等の所有に対して課する税率の7割に相当する額とする。

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第41条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 略

(軽自動車税の徴収の方法)

第43条 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第44条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提

て、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

2 軽自動車等の使用に対して課する種別割の税率は、前項の規定により軽自動車等の所有に対して課する税率の7割に相当する額とする。

(種別割の賦課期日及び納期)

第41条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 略

(種別割の徴収の方法)

第43条 種別割は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第44条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提

出しなければならない。

2～4 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第45条 略

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第46条 略

2 法第445条又は第38条第2項ただし書、第38条の3若しくは第39条第1号の規定によつて軽自動車税を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条又は第38条第2項ただし書、第38条の3若しくは第39条第1号の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者についても、また、同様とする。

3～8 略

出しなければならない。

2～4 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第45条 略

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第46条 略

2 法第445条又は第38条第3項ただし書、第38条の3若しくは第39条第1号の規定によつて種別割を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条又は第38条第3項ただし書、第38条の3若しくは第39条第1号の規定によつて種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者についても、また、同様とする。

3～8 略

9 第2項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなつたとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有しないこととなつたとき、若しくは当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して、軽自動車税が課されることとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

10～12 略

(軽自動車税の減免)

第47条 区長は、軽自動車税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認めるものに対し、軽自動車税を減免する。

(1)～(3) 略

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

9 第2項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなつたとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有しないこととなつたとき、若しくは当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して、種別割が課されることとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

10～12 略

(種別割の減免)

第47条 区長は、種別割の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認めるものに対し、種別割を減免する。

(1)～(3) 略

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第47条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)及び(2) 略

2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若

第47条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)及び(2) 略

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若

しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 前項の場合において、第1項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者が免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）を

しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 前項の場合において、第1項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者が免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）を

するとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

附 則

するとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

附 則

(区民税の住宅借入金等特別税額控除)

第3条の5 平成20年度から平成28

年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「区民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第19条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第21条及び第21条の2第1項の規定の適用については、第21条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第3条の5第1項」と、同項中「第19条から前条まで」とあるのは「第19条から前条まで及び附則第3条の5第1項」とする。



20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第21条及び第21条の2第1項の規定の適用については、第21条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第3条の5第1項」と、第21条の2第1項中「前条まで」とあるのは「前条まで及び附則第3条の5第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 略

- 2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第16条から第21条まで、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の6の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 略

20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第21条及び第21条の2第1項の規定の適用については、第21条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第3条の5の2第1項」と、第21条の2第1項中「前条まで」とあるのは「前条まで及び附則第3条の5の2第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 略

- 2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第16条から第21条まで、附則第3条の3第1項、附則第3条の5の2第1項及び附則第3条の6の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の

特例)

第5条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車  
が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第5条の4の規定により読み替えられた第38条の7第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合にお

いて、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例）

第5条の3 当分の間、第38条の3の規定にかかわらず、東京都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定

める三輪以上の軽自動車に対しては、  
軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 区長は、当分の間、第38条の9の  
規定にかかわらず、東京都知事が自動  
車税の環境性能割を減免する自動車に  
相当するものとして区長が定める三輪  
以上の軽自動車に対しては、東京都に  
おける自動車税の環境性能割の減免の  
例により、軽自動車税の環境性能割を  
減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の  
特例)

第5条の4 第38条の7の規定による  
申告納付については、当分の間、同条  
中「区長」とあるのは、「東京都知  
事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴收取  
扱費の交付)

第5条の5 区は、東京都が軽自動車税  
の環境性能割の賦課徴収に関する事務  
を行うために要する費用を補償するた  
め、法附則第29条の16第1項に掲  
げる金額の合計額を、徴收取扱費とし  
て東京都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特  
例)

第5条の6 営業用の三輪以上の軽自動  
車に対する第38条の5の規定の適用  
については、当分の間、次の表の左欄

(軽自動車税\_\_\_\_\_の税率の特例)

第6条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税\_\_\_\_\_に係る第40条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回

に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第38条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第6条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する

\_\_\_\_\_車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第40条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回

車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税\_\_\_\_\_に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項\_\_\_\_\_に規定するガソリン軽自動車（以下この項\_\_\_\_\_において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分\_\_\_\_\_の軽自動車税\_\_\_\_\_に限り、同項第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同項第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車~~が~~令和4年4月1日から令和7年3月31

4 前3項の規定の適用がある場合における第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「附則第6条の規定により読み替えて適用される前項」とする。

(軽自動車税\_\_\_\_\_の賦課徴収の特例)

第6条の2 区長は、軽自動車税\_\_\_\_\_の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項\_\_\_\_\_の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税\_\_\_\_\_の額について不足額があることを第41条第2項及び第3項の納期限（納期限の延長があつたときは、その

日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同項第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

5 前各項の規定の適用がある場合における第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「附則第6条の規定により読み替えて適用される前項」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第6条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第41条第2項及び第3項の納期限（納期限の延長があつたときは、その

延長された納期限) 後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税\_\_\_\_\_に関する規定(第44条及び第45条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税\_\_\_\_\_の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第8条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第6条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税\_\_\_\_\_の納期限とし、当該」とする。

延長された納期限) 後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第44条及び第45条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第8条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第6条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の種別割の納期限とし、当該」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る区  
民税の課税の特例)

第7条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の5第1項

\_\_\_\_\_の規定の適用について

は、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段、附則第3条の3第1項及び附則第3条の5第1項

\_\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る

(上場株式等に係る配当所得等に係る区  
民税の課税の特例)

第7条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5

\_\_\_\_\_の2第1項の規定の適用について

は、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5

\_\_\_\_\_の2第1項中「所得割の額」とある

のは「所得割の額並びに附則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る









- (1) 略
- (2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の5第1項

\_\_\_\_\_の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段、附則第3条の3第1項及び附則第3条の5第1項

\_\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 第20条、第20条の2第1

- (1) 略
- (2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5

の2第1項の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5

の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 第20条、第20条の2第1

項、第21条、第21条の2第1項並びに附則第3条の3第1項及び第3条の5第1項

\_\_\_\_の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段並びに附則第3条の3第1項及び第3条の5第1項

\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第20条、第20条の2、第21条、第21条の2第1項並びに附則第3条の3第1項及び第3条の5第1項\_\_\_\_の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中

項、第21条、第21条の2第1項並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項

\_\_\_\_の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第20条、第20条の2、第21条、第21条の2第1項並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段並びに附則第3条の3第1項及び第3条の5第1項

\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項並びに附則第3条の3第1項及び第3条の5第1項

\_\_\_の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1

項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第

1項の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3

第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段並びに附則第3条の3第1項及び第3条の5第1項

\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項並びに附則第3条の3第1項及び第3条の5第1項

\_\_\_\_の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段並びに附則第3条の3第1項及び第3条の5第1項

\_\_\_\_中「所得割の額」とあるの

第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは

「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは

「所得割の額及び附則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるの

は「所得割の額並びに附則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

6 略

は「所得割の額並びに附則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

6 略

第2条による改正（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税_____の賦課徴収の特例に関する条例</p>	<p>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項の</p>	<p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項の</p>

規定に基づき、軽自動車税\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の賦課徴収について、杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の特例を設けることを目的とする。

（軽自動車税の税率）

第2条 特例法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者又は同条第6項に規定する軍人用販売機関等の所有に係る原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）～（3） 略

（徴収の方法）

第3条 前条に規定する軽自動車等に対する軽自動車税は、普通徴収又は証紙徴収の方法によつて徴収する。

（証紙徴収の手続等）

第4条 前条の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する軽自動車税の納税者は、当該税額を第1号様式による軽自動車税納税証紙\_\_\_\_\_（以下「証紙」という。）によつて払い込ま

規定に基づき、軽自動車税の種別割

（地方税法第442条第2号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。）の賦課徴収について、杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の特例を設けることを目的とする。

（種別割\_\_\_\_\_の税率）

第2条 特例法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者又は同条第6項に規定する軍人用販売機関等の所有に係る原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する種別割\_\_\_\_\_の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）～（3） 略

（徴収の方法）

第3条 前条に規定する軽自動車等に対する種別割\_\_\_\_\_は、普通徴収又は証紙徴収の方法によつて徴収する。

（証紙徴収の手続等）

第4条 前条の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する種別割\_\_\_\_\_の納税者は、当該税額を第1号様式による軽自動車税（種別割）納税証紙\_\_\_\_\_（以下「証紙」という。）によつて払い込ま

なければならない。

2 前条の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する軽自動車税の納税義務は、証紙に第2号様式の軽自動車税納税済印による検印を受けた時に消滅する。

3 略

(証紙徴収の納期)

第5条 第3条の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する軽自動車税の納期は、4月11日から同月30日までとする。

2 略

なければならない。

2 前条の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する種別割の納税義務は、証紙に第2号様式の軽自動車税(種別割)納税済印による検印を受けた時に消滅する。

3 略

(証紙徴収の納期)

第5条 第3条の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する種別割の納期は、4月11日から同月30日までとする。

2 略

第3条による改正(杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
<p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税<u>          </u>に係る杉並区特別区税条例第40条並びに附則第6条第1項及び第5項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税<u>の種別割</u>に係る杉並区特別区税条例第40条並びに附則第6条第1項及び第5項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>